

家畜衛生だより 令和2年11月号

| | | |
|-----------------|----|--------------|
| 紀北家畜保健衛生所 | 電話 | 073-462-0500 |
| 紀南家畜保健衛生所 | 電話 | 0739-47-0974 |
| 紀南家畜保健衛生所 東牟婁支所 | 電話 | 0735-58-1481 |

飼養衛生管理マニュアルについて

先の家畜衛生だよりでも取り上げたように、飼養衛生管理基準が改正されました。新設された項目の1つとして、「飼養衛生管理マニュアルの作成、従業員への周知徹底」があります。

飼養衛生管理基準では以下の項目を規定するマニュアルを作成することとなっています。

マニュアルで規定する項目（※下線部：馬は対象外）

- (1) 従事者が当該農場以外で行う動物の飼養および狩猟における禁止事項
- (2) 海外渡航時及び帰国後の注意事項
- (3) 海外からの肉製品の持込み（郵便物による持込みを含む。）に関する注意喚起
- (4) 農場内への不適切な物品の持込みの禁止
- (5) 可能な限り、工具、機材等を農場内へ持ち込まないための取組
- (6) 持ち込む工具、機材、食品等の取扱い
- (7) 猫等の愛玩動物の衛生管理区域内での飼育禁止
- (8) 野生動物の衛生管理区域内への侵入防止
- (9) 農場における防疫のための更衣
- (10) 手指、衣服、靴、物品、車両、施設等の洗浄および消毒に関する具体的な方法、消毒薬の種類、作用時間および乾燥時間等

また、マニュアルの作成に当たっては獣医師等の専門家の意見を反映させること、従事者等がマニュアルを遵守するよう周知することが定められています。

下記農林水産省ホームページに飼養衛生管理マニュアル例や畜種別の飼養衛生管理基準、飼養衛生管理基準遵守指導の手引き等が掲載されていますので、自農場の飼養衛生管理マニュアルの作成にご活用ください。

農林水産省ホームページ：飼養衛生管理基準について
https://www.maff.go.jp/j/syouan/douei/katiku_yobo/k_shiyou/index.html

気になることや不明な点がありましたら
所轄の家畜保健衛生所にお問い合わせください。